

# 申請はオンライン又は郵送にて受付します。

① 4月～8月のコスト増加額に応じて、  
5万円or10万円or15万円を給付します。

② 9月～11月のコスト増加額に応じて、  
10万円を給付します。

令和3年  
4～8月

比較

令和4年  
4～8月

令和3年  
9～11月

比較

令和4年  
9～11月

コスト増加額※	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
給付額	5万円	10万円	15万円

※令和4年4月から8月までの期間に国、県、市等行政機関が実施する原油価格・物価高騰に係る支援金等を受給（申請を含む）した場合、その金額をコスト増加額から差し引きます。

コスト増加額※	20万円以上
給付額	10万円

※令和4年9月から令和5年2月10日までの期間に国、県、市等行政機関が実施する原油価格・物価高騰に係る支援金等を受給（申請を含む）した場合、その金額をコスト増加額から差し引きます。

## ③ BCP策定加算 ※BCPを策定又は改定した場合、10万円を加算して給付します。

### ・BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）とは

大地震などの自然災害や感染症などの緊急時においても、事業を継続させ早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための対策をあらかじめ整理し、決めておくものです。

本支援金申請に必要なBCPは、中小企業庁のBCP策定運用指針入門コース相当で、1～2時間程度で作成可能な内容です。

※自然災害だけでなく感染症も踏まえたBCPである必要があります。


## 給付対象者

※以下の要件は対象要件の概要版であり、受給対象となることを保証するものではありません。

詳細は手引き、もしくは事務局にご確認ください。

- ① 原油価格・物価高騰の影響により、令和4年4月から8月における原材料費等のコスト※が対前年比で10万円以上増加した中小企業者等。  
又は、令和4年9月から11月における原材料費等のコスト※が対前年比で20万円以上増加した中小企業者等。  
※対象となる費用・・・原材料費（原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃）、光熱費（電気、ガス）、燃料費（ガソリン、重油、軽油、灯油）
- ② 4月から8月における申請の場合：令和3年8月までに開業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小事業者等。  
9月から11月における申請の場合：令和3年11月までに開業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小事業者等。  
【法人の場合】直近の確定申告書で納税地が千葉市であること。【個人事業主の場合】主たる事業所が千葉市である又は千葉市に住所を有すること。
- ③ 今後も千葉市内で事業継続の意思がある。

## 申請サポート

- ① 千葉市中小企業者緊急特別支援金事務局 ☎043-202-1821  
平日8:30～17:30 土日・祝日・年末年始はお休み  
面会又はオンラインによる相談ができる窓口を支援金事務局に設置します。※事前予約必要
- ② 千葉市緊急特別支援金 特設WEBサイト <https://chibacity-kinkyushien.com>   
支援金の申請書やBCPの参考様式のほか、BCPの必要性や概要、具体的な書き方などを収めた動画を掲載します。
- ③ 説明会及び相談会の開催  
支援金の申請方法やBCPの書き方を説明するほか、個別相談会を開催します。  
日時：12月14日（水） 14時  
場所：千葉市生涯学習センター 3階 大研修室  
説明会の詳細については、特設WEBサイトをご確認ください。参加に当たっては、事前申込が必要です。  
また、オンラインでも参加できますが、個別相談会は、会場参加のみとなります。※内容は、9月・10月に開催した説明会と同じです。

## Q&A

### Q 申請書類の入手方法は？

A 市役所本庁舎（2F産業支援課）、各区役所にて配架をしているほか、特設WEBサイトからダウンロードが可能です。

### Q どのくらいの期間で給付が受けられるか？

A 書類に不備が無い場合は、概ね4週間程度で支援金をお振り込みします。

### Q 申請に必要な資料は？

- A ○申請書（3枚又は4枚） ○誓約書・同意書 ○添付書類チェック表 ○確定申告書などの写し  
○1年前の単価と直近の単価が分かる書類として仕上台帳、納品書、領収書のいずれかの写し（主な物品についてのみ）  
○BCPの写し、BCP策定加算申請時チェックリスト（BCP策定加算を申請する場合）

### Q コストはどのように比較するべきか？

A 原油価格・物価高騰の影響を受けた品目を選び、令和3年、令和4年の4月～8月または9月～11月のコスト合計を比較します。  
また、比較する物品は令和3年と令和4年で同等品である必要がございます。

注意！

## 支援金の不正受給は犯罪です！

申請の手引きで給付要件をよく確認し、不正受給にならないよう、  
十分注意して申請手続きを行ってください。